度い事も言はずに默って居たら物になる筈のものが物にならない然し吾々は小作人であるから個人としては甚だ力が弱い其處で言ひ度いことがある時は地主に對してでも裁判所へでも組合員總動員で「中止」

財團法人 協調會福岡出張所